## 総務環境常任委員会会議記録

日	時 令和3年8月26日(木曜日)										午前1	0時	0分	開議
場	所 水戸市議会 第1・第2委員会室										午前1	0時1	4分	散会
	付託事件													
(	(1) 所管事務調査													
1	1 本日の会議に付した事件													
	(1) 報告事項													
	(第3回定例会提出予定案件)													
	① 水戸市都市公園に関することについて										(体育施設整備課)			
2	出席委員(6名)													
	委 員	長	高	倉	富士	男	君	副委員	長	佐	藤	昭	雄	君
	委	員	田	中	真	己	君	委	員	大	津	亮	_	君
	委	員	栗	原	文	隆	君	委	員	福	島	辰	三	君
3	欠席委員(なし)													
4	委員外議員出席者(なし)													
5	説明のため出席した者の職、氏名													
	副市	長	田	尻		充	君							
	市長公	室長	小 田	木	健	治	君	政策企画	課長	宮	Ш	孝	光	君
	総務音	部 長	園	部	孝	雄	君							
	財務部	部 長	白	田	敏	範	君	財務部参財 政課		梅	澤	正	樹	君
	市民協働	协部長	Ш	上	幸	_	君	市民協信副 部		小	嶋	いつ	み	君
	市 民 協 技 監 体育施認 課	兼	青	Щ	和	夫	君							
	生活環境	節手	佐	藤	則	行	君							
	議会事務	务局長	小	嶋	正	徳	君	議会事系 次 長 総 務 課	兼	天	野	純	_	君
6	事務局職	战員出席者	ź.											
	議事	課 長	大	嶋		実	君	書	記	武	田	侑 未	子	君

## ○高倉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

なお、国の緊急事態宣言の発出に伴い、本日の執行部の出席は、各部長、副部長及び報告事項の関係課長等として最小限にとどめておりますので、あらかじめ御了承を願います。

また,委員会の会議時間の短縮を図るため,スムーズな議事進行に御協力をいただきますよう,よろしく お願いいたします。

福島委員。

○福島委員 委員長になってからね、総務環境委員会というのはほかの委員会に比べれば、ほかはみんな 12時ぐらいまでやっているんですよ。うちは大体30分ぐらいでずっと終わっているんですよ。だからね、 私は長くやって、しつこくやっているとは思わない。それと今、大切なことは、所管の総務環境委員会で財 政支出、特にコロナワクチン、コロナについて改めて委員会をやってもらいたいんだよね、通告制だから 言っておかなかったのはあれだけれども。

今、どんどん市役所の職員はこうやって委員会に出ないで、自分らだけ守ろうとしている。それよりも市 民がコロナにならないことを考えるのが当たり前なんじゃないの。自分らは逃げちゃって、市民のためにコ ロナ対策はどうやっているの。我々はどのように財政が出ていくのか、コロナだけでこの3年間、それで今 後どうするのか。というのは、それがワクチンも3回打つとか、それから今新たに家畜、要するに犬猫、鶏、 そういうところからコロナが出るという話もある。そういう対策のほうも今後やらなきゃならない。けれど も、今、水戸市がどんどん増えているというのは、その対策に対して私らに何も報告もない。結果を究明す れば、必ず原因があるでしょう。じゃ、何で増えているんだと、どうやっているんだと、またその対策はど ういうお金が必要なんだと、そういうのは財政ですから。それこそ早く予算づけして手を打たなきゃならな いじゃないかということを、例えば、報告が来ているけれども保健所の職員もなったと。こうやって減らす というのは、職員が相当なっているんじゃないかと思うんです。そういう報告が何もない。だからそれらの コロナに対する取組姿勢というのは財政が伴うものだから、この所管の総務環境委員会が大事なわけです。 どういう手を打って、今までやったけれども駄目だったと、じゃ、何が必要なんだと、それから、いろいろ アストラゼネカとか問題はあるけれども、ただ、我々には、水戸市のワクチンの率ですよね、なんかも何ら 報告もないんだよね。今,何%,何人やっていますよ,今後何人やりますよ,じゃ,いつ終わりますよとか。 そういうのを、どんどん増えているんだから対策を講じなきゃならないでしょうよ、それらに対して何もな いんだから。今度、委員長、1回この総務環境委員会でワクチンだけで委員会を開いてくださいよ。

**〇高倉委員長** まずですね、本日の出席説明員につきましては、今、国の緊急事態宣言ということで、やは り感染対策の方針に努めなければならないということで議長と相談をいたしまして、正副委員長のほうで執 行部のほうにこういった出席の人数を求めたものでございますので、この点は御了承を……

○福島委員 委員長ね、それは今日はいいんですよ。ただ、我々委員会の出席とか人数とかいうのは、地方 自治法で決まった定数でやっているんですからね。だから、ここに出席しなくてもいいよというのが総務省 から通達が普通は来ているわけですよね。それなりにやらなきゃならないということですから、ただその場 その場で減らしたり、増やしたり、勝手にやられては迷惑なんだよ。だから、それには必ず裏づけを伴わないと。そうじゃないと、これは市民の命等を守るというのが一番大切なんだから、我々が幾ら減っても、市民がどんどんコロナにかかっていると、じゃ、何でかかっているんだと、何が足りないんだと、何をやらなきゃならないんだというのを、我々議員としては報告を受けたり、話をしたり、そして、じゃいつまでなんだと、どうなっているんだと、そういうのは知らなきゃ駄目でしょうよ。それは金がないからできないのかと、金があってもできないのかと、いや、やる気がないからできないんだとか理由があるでしょうよ。そういうことを1回やってください。

**○高倉委員長** 分かりました。取りあえず、この出席の件については本日のみの対応ということで考えております。

あと、今、福島委員から御提案のありましたこの総務環境委員会でのコロナの対応等についての、またその説明についての委員会については、ちょっと正副委員長で協議をさせて……

**○福島委員** 幾らコロナで使って、幾らやっているんだと、じゃ、今後何が必要なんだと。必ずあるわけですよ。こういうことをやりたいんだけれども国から予算が来ないと、じゃ、水戸市の予算でそれはやれるとか、やらなきゃいけないとか、そういう対応策を我々議会に何の相談もないんだよね。だから、所管としてはそれをやらなきゃ分からないでしょうよ。

**〇高倉委員長** 分かりました。ちょっと正副委員長のほうで検討させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

**〇高倉委員長** それでは、これより議事のほうに入らせていただきます。

それでは、報告事項の説明を行います。

本日の報告事項は1件でございますが,第3回定例会に提出が予定をされている案件でございますので, 本日は説明を行うにとどめ,質疑は付託後に行いたいと思いますので御了承を願います。

それでは、(1)の水戸市都市公園に関することについて、執行部から説明を願います。

青山技監兼体育施設整備課長。

**〇青山市民協働部技監兼体育施設整備課長** それでは、水戸市都市公園に関することにつきまして、市民協 働部体育施設整備課提出資料により御説明をさせていただきます。

1の都市公園条例の改正理由につきましては、東町運動公園体育館に新たな大型映像装置を設置することに伴い、利用料金の規定の改正が必要となるため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容につきましては、東町運動公園体育館における大型映像装置について、既存の壁面型に加え、 新たに設置する4面型及び帯型の利用料金の上限額を定めるものでございます。それぞれの利用料金につき ましては、資料に記載のとおり定めるものでございます。

3の施行期日につきましては、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日でございます。

ページを返していただきまして、資料の2、3ページに新旧対照表を、4ページに参照条文の抜粋を、また、5ページに大型映像装置を設置いたしますメインアリーナの平面図を、6ページにイメージパース図を

それぞれ掲載してございます。

今回設置いたします大型映像装置につきましては、6ページのイメージパース図では、図面中央部の天井部からつっている装置が4面型の映像装置でございまして、また、図面左側、観覧席上部の壁面に沿って設置いたします装置が帯型の映像装置となりますので、御参照願います。

なお,本件につきましては,第3回市議会定例議会に議案として提出してまいりますので,よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 以上で、第3回定例会提出予定案件についての説明は終了いたしました。 この際、委員より資料請求がございましたら発言を願います。 福島委員。

○福島委員 これ、参照条文の第10条に有料公園施設と書いてあります。有料公園というのは水戸市の中で幾つあるのか。それと、児童公園や通常の都市公園法に基づく公園、この明細を出してもらいたい。例えば、児童公園が何か所とかね、都市公園が何か所とかあるわけだから。あと、特に、この前も千波湖、偕楽園をネーミングライツで売っちゃうなんていう話が出たんだけれども、そういう、法的に徳川光圀公の公園が売れるのか、私は日本全国でどこも見たこともないのに、水戸市だけ売っちゃうべという考えは何に基づいているのか。誰がやったんだと言ったら、都市計画部長が俺がやったんだなんて言うんだけれども、こういうことは売りに出せるのか、俺、不思議でしようがないんだけれども。日本全国どこだって、三名園が売りに出されたという話は聞いたことがないんだ。だからそういうのも次回、資料として出してください。

**〇高倉委員長** 今,福島委員のほうから水戸市の都市公園に関する明細について、資料請求がございました。 それと、もう1点、ネーミングライツに対する法的根拠の資料、これは……

[「次回でいい」と呼ぶ者あり]

- ○高倉委員長 こちらで、所管で。
- **○福島委員** 条文があるわけだろ。それからもう一ついいかな。都市公園法に基づく水戸市のいろいろ所管 が違うんだね、児童公園とかね、都市公園とかいろいろ。そういう都市公園法に基づく公園の明細。
- 〇高倉委員長 法律上のその公園。
- 〇福島委員 そうそう。
- **〇高倉委員長** そうしますと、今回の議案に関わるもので、都市公園に関するものの法的な位置づけの明細ですね。特に、水戸市内にどういったものがあるのか、その明細を出していただくということですね。

それと、今、ネーミングライツについてのことですけれども、これは。

[「関係課で調整させていただいて」と呼ぶ者あり]

- **〇高倉委員長** 出せるようであれば。
- ○福島委員 水戸市の公園は、そんな売りに出せるのかという、不思議でしようがないよ。
- ○高倉委員長 じゃ、その2点に関する資料請求ということにしたいと思います。

ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○高倉委員長 ないようですので、資料請求については終わります。 それでは、次回の委員会にただいまの資料の提出を願いたいと思います。 それでは、以上をもちまして、本日の総務環境委員会を散会いたします。 御苦労さまでした。

午前10時14分 散会